

第1章 計画の基本的考え方

○ 計画の性格

東京都犯罪被害者等支援条例第8条に基づく、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画

○ 支援の基本的考え方（同条例第3条に掲げる基本理念）

- ①個人としての尊厳の尊重
- ②適切な支援と二次的被害への配慮
- ③途切れることのない支援
- ④相互の連携・協力による支援

○ 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで（5か年）

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

○ 都内における犯罪等の現状

- ・ 都内刑法犯認知件数は減少傾向だが、全国比は年々上昇傾向
- ・ 強制的性交等の件数は全国と同様に増加傾向、全国比は高い水準で横ばい
- ・ 配偶者暴力、児童虐待に関する相談は高い水準で推移

○ 都内における犯罪被害者等の現状（実態調査結果より）

- ・ 被害後の心身への影響大（性犯罪等被害者の8割弱はPTSD症状あり）
- ・ 犯罪被害者等は、様々な場面で二次的被害を受けた経験を持っている
- ・ 犯罪被害者等の置かれている状況の世間一般の認知は、依然として低い

○ 犯罪被害者等に関する都民の意識（都政モニター調査結果より）

- ・ 犯罪被害者等の相談窓口をいずれも知らない都民は4人に1人
- ・ 性犯罪等被害者に必要と思われる支援は「精神的支援」、「居住場所の確保」等

第3章 施策の基本的考え方

○ 目指すビジョン

「関係機関の連携強化による支援の充実」

○ 推進体制

庁内各局、区市町村、関係団体等が、目指すビジョンを共有し、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、相互の連携・協力を図りながら施策を推進

その進行管理に当たっては、犯罪被害者等・学識経験者等から意見を聴取するとともに、毎年度、進捗状況を取りまとめて公表

第4章 具体的な施策（主な内容）

東京都犯罪被害者等支援条例の各条項に沿って施策を位置付け

基本的な方向Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる支援の提供

施策の柱1  
総合支援体制の整備

- 1 総合的な支援体制の整備
- 2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組
- 3 緊急支援体制の整備

第9条 総合支援体制の整備 第17条 緊急支援の実施

施策の柱2  
相談体制・情報提供の充実

- 1 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化
- 2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化
- 3 犯罪被害者等への情報提供の充実
- 4 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援

第11条 相談、情報の提供等 第18条 都内に住所を有しない者への支援

施策の柱3  
早期回復・生活再建に向けた支援

- 1 経済的負担の軽減
- 2 精神的支援の充実
- 3 日常生活への復帰支援
- 4 二次的被害・再被害の防止に向けた取組

第12条 心身に受けた影響からの回復 第13条 安全の確保  
第14条 居住の安定等 第15条 雇用の安定等 第16条 経済的負担の軽減

基本的な方向Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成

施策の柱4  
都民の理解の増進

- 1 都民の理解の増進

第19条 都民の理解の増進

施策の柱5  
人材の育成と  
民間支援団体への支援

- 1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上
- 2 民間支援団体の活動支援
- 3 個人情報管理の徹底に向けた取組

第20条 民間支援団体に対する支援 第21条 人材の育成  
第22条 個人情報の適切な管理

# 基本的な方向 I 「犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供」の主な内容

## 施策の柱 1 総合支援体制の整備

### 1 総合的な支援体制の整備

関係機関のどこを起点としても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう、都が主体となって総合的な支援を提供できる体制を整備

#### 主な施策

- 都の支援策、区市町村が担う生活支援、精神的支援、関係機関への同行支援などを途切れることなく提供する総合的な支援体制に向けた体制を整備
- 都、警察、区市町村、弁護士会等の関係機関の連携強化

### 2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組

生活支援を担う区市町村の対応能力向上を支援し、身近な相談しやすい環境を充実

#### 主な施策

- 区市町村窓口向け対応マニュアルの改訂
- 区市町村担当者に対する研修の充実
- 区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化

### 3 緊急支援体制の整備

同時に多数の死傷者が生じる大規模な事案が発生した際に、各関係機関が相互に連携・協力して円滑な支援ができるよう体制を整備

#### 主な施策

- 関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備

## 施策の柱 2 相談体制・情報提供の充実

### 1 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化

東京都総合相談窓口について、関係機関との連携を図りながら、運営体制の充実に向けた取組を推進

#### 主な施策

- 見舞金、転居費用に係る支援等の受付窓口のほか、被害者の状況に応じて関係機関との連携を強化
- 来所することが困難な被害者等に対して、オンラインによる精神的ケアの実施

### 2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化

性犯罪等被害者ワンストップ支援センターについて、医療機関等との連携を強化し、迅速かつ適切な支援につなげる取組を推進

#### 主な施策

- 産婦人科、精神科との連携・協力に向けて体制の強化を検討
- 若年層の相談しやすい環境の整備に向けて、SNS相談を検討
- 外国人、男性、LGBTの被害者へ対応できるよう、必要な体制を整備

### 3 犯罪被害者等への情報提供の充実

全ての犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう、各種支援策を積極的に周知

#### 主な施策

- ・性犯罪被害者電話相談「#8891」（はやくワンストップ）の開始
- ・他県在住の犯罪被害者等への支援
- ・外国人の犯罪被害者等への支援（ホームページ等の多言語化）

### 4 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援

## 施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

### 1 経済的負担の軽減

都の各種支援策について十分に情報提供し、ニーズを踏まえた支援を充実

#### 主な施策

- 見舞金の給付
- 転居費用に係る支援
- 無料法律相談の実施
- 医療費・カウンセリング費用に係る支援

### 2 精神的支援の充実

犯罪被害者等の状況に応じた適切なカウンセリングの支援とともに、精神科医療機関との連携を強化

#### 主な施策

- 精神科の協力医療機関の確保
- 学校における相談体制の充実等への支援
- インターネットにおける人権侵害に関する法律相談

### 3 日常生活への復帰支援

被害後、早期に生活再建できるよう、生活基盤となる住居や雇用を確保するための取組等を推進

#### 主な施策

- 転居費用に係る支援（再掲）

### 4 二次的被害・再被害の防止に向けた取組

犯罪被害者等が二次的被害や再被害を受けることを防止するため、必要な支援を提供

#### 主な施策

## 基本的な方向Ⅱ 「犯罪被害者等を支える社会の形成」の主な内容

## 施策の柱4 都民の理解の増進

### 1 都民の理解の増進

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の取組など、広報・啓発を展開し、二次的被害を防止するとともに、社会全体で支える機運を醸成

#### 主な施策

- 犯罪被害者等の二次的被害防止の啓発や、相談窓口の広報のため、リーフレット、ポスター、映像資料、SNS等の新たな媒体を効果的に活用し、広報・啓発活動を実施

## 施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

### 1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上

都・区市町村・関係機関等の職員を対象とした効果的な研修を実施

#### 主な施策

- 学校の教員に対する研修等を通じた支援
- 民間支援団体の人材育成に対する支援

### 2 民間支援団体の活動支援

民間支援団体がより効果的で適切な支援を行うことができるよう、情報提供等の必要な支援を実施

#### 主な施策

- 支援従事者のメンタルヘルスキアの支援

### 3 個人情報管理の徹底に向けた取組

犯罪被害者等が安心して相談できる環境づくりのため、都、区市町村、支援機関等と連携し、個人情報管理を徹底

#### 主な施策

- 個人情報管理マニュアルの整備
- 東京都総合相談窓口等に対する個人情報取扱状況の監督